

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

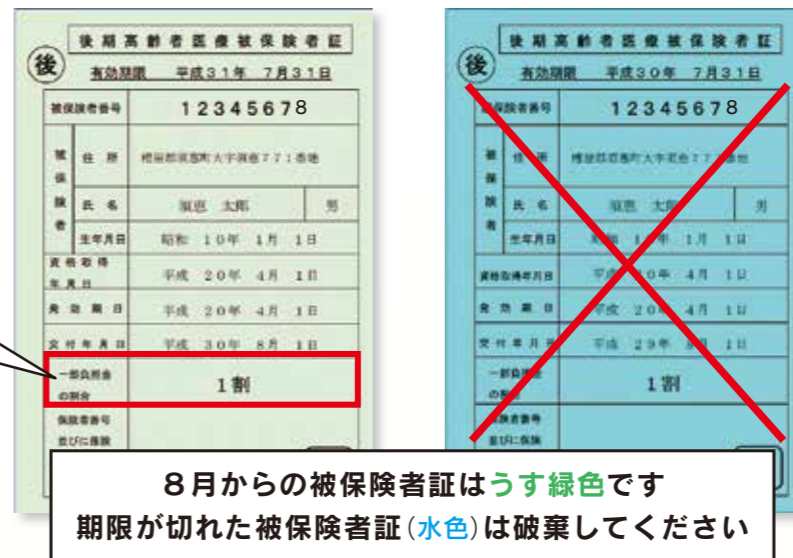
被保険者証は8月からうす緑色になります

現在の被保険者証(水色)は、平成30年7月31日までの有効期限です。8月1日から使用できる被保険者証(うす緑色)を7月下旬にお送りします。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことがあります。

※8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(うす緑色)を医療機関の窓口に表示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証(うす緑色)が届かない場合は、住民課にお問い合わせください。



自己負担割合を確認してください

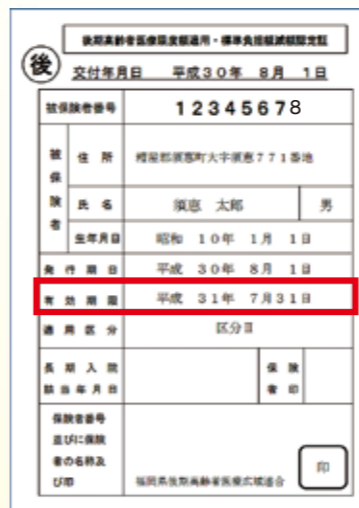
限度額適用・標準負担額減額認定証は8月に更新です

限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちで、平成30年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお送りします。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課での申請手続きが必要です。

申請に必要なもの

被保険者証・マイナンバーカード(または顔写真真付き公的身分証明書およびマイナンバー通知カード)・印鑑・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)



平成30年度保険料の通知を7月中旬にお送りします

後期高齢者医療制度の保険料は、平成29年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定を行います。

被保険者(加入者)の皆さんに「平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を7月中旬にお送りします。保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人ひとりにかかります。

なお、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成30年度に改定されました。

※「世帯」とは、平成30年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にしています)。

被扶養者であった人の軽減割合の変更
被保険者の資格を得た日の前日に社会保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合など)の被扶養者であった人は、平成29年度は均等割額が特例措置として7割軽減されていましたが、平成30年度は5割軽減となります。

なお、所得割額については、負担はありませぬ。

表1 保険料率などの増減

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

平成30年度および平成31年度の保険料率は次のとおりです。(表1参照)

表2 保険料額の算出方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額}^{*1} + \text{所得割額} \\ \text{均等割額}^{*1} = 56,085\text{円} \\ \text{所得割額} = [\text{総所得金額等}^{*2} - 33\text{万円}] \times 10.83\% (\text{所得割率})$$

※1 均等割額は、世帯の所得に応じて軽減措置があります。

※2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計になります。(表2参照)

問い合わせ先

住民課 後期高齢者医療係
☎032-11467(ダイヤルイン)
☎032-1151(内線117)